# 三浦市風致地区条例の制定に伴う変更点

平成27年4月1日から、三浦市風致地区条例が施行されました。 それに伴い、許可申請に関係する取扱いが一部変更となります。

- 建築物の新築等で、床面積が10㎡以下であるものは、当該建築物の高さが基準以下であれば、許可不要となります。
- 建築物の新築等の許可基準として、緑地率を条例に規定しました。
- 従来、施行規則に定めていた届出等の規定(行為許可標の掲示や着手届の提出等)を条例に規定しました。

# 【許可基準の変更】

## ① 斜面緑地の特例基準の新設

- ・建築や宅地造成を行う際に、既存の斜面緑地を保全する場合には、斜面緑地部分の面積 を1.5倍まで割増しして緑地面積として算定することができます。
- •特例基準の対象となる「斜面緑地」とは、地表面が水平面に対して 30 度を超える角度を なす自然の崖地で、崖の上端から下端までの高さが5 mを超えるものをいいます。
- ・特例基準を適用する場合には、道路沿い緑化として、必要緑地率の1/10以上の緑化を行ってください。

## ② 植栽の算定面積の変更

- ・植栽により良好な風致を保全するために、新規に植栽する場合の算定方法を変更しました。
- ・ 算定方法は、以下のとおりです。

X	分	植栽時の規格	面積(緑地計画図に記載する際の大きさ)
间	木	樹高3m以上 樹高1m以上3m未満	10㎡(半径1.8mの円で囲まれた面積) 5㎡(半径1.25mの円で囲まれた面積)
ф	木	樹高1m以上	3㎡(半径1.0mの円で囲まれた面積)
苗	木	樹高1m未満 (高木又は中木となるものに 限る)	1 m (半径0.6mの円で囲まれた面積)
低	木	1 本当たり	0.25㎡(表面をおおった面積)

## ③ 自動車車庫等にかかる壁面後退距離の基準の緩和

附属建築物である自動車車庫等については、一定の大きさ以下のものについては、壁面 後退距離の対象とはなりません。

#### 緩和規定の対象となるもの

- ・附属建築物である自動車車庫これに類する用途に供するものかつ
- ・柱と屋根のみの構造で、軒の高さ≦2.3m、床面積≦20㎡のもの

## ④ 仮設の建築物等と取扱うことができる設置期間の延長

仮設の建築物や工作物の対象となる設置期間を、従来の半年以内から、1年以内へと延 長しました。

# 【手続面での変更】

## ① 関係様式の変更

申請関係の様式を変更しました。新様式については、以下のURLをご確認ください。
http://www.city.miura.kanagawa.jp/keikaku/huuti yousiki.html

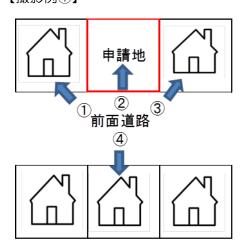
## ② 提出部数の変更

申請書類については、正副<u>2部</u>の提出をお願いします。※うち1部は、許可書交付時に返却します。

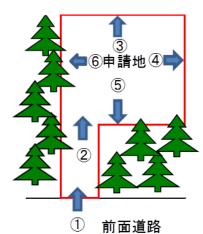
#### ③ 現況写真の添付

- ・許可申請時に、現況写真も添付が必要となりました。
- ・以下の例を参考に、敷地や周辺の状況がわかるように撮影してください。

### 【撮影例①】



## 【撮影例②】



お問合せ 三浦市都市環境部都市計画課

TEL: 046-882-1111 (内線: 272, 273, 274)